

様式 6

共同企業体協定書（案）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して実施することを目的とする
・京都農人材育成センター農業経営研修業務（以下「当該業務」という。）

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「当共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同企業体は平成____年____月____日に成立し、第1条に規定する当該業務契約の履行後____ヶ月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。
3 当共同企業体が発注者との間で当該業務について契約できなかった場合には、当共同企業体は第1項の規定に関わらず、発注者である公益社団法人京都府農業総合支援センター（以下「支援センター」という。）が、当該業務について契約を締結した日に解散するものとする。

（構成員の名称）

第5条 当共同企業体の構成員は次のとおりとする。

構成員数	商号又は名称
構成員 1	
構成員 2	
構成員 3	

（代表者の名称）

第6条 当共同企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当共同企業体の代表者は、当該業務に関し、当共同企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、見積、入札、契約の締結、代金の請求及び受領を行う権限、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限、その他必要となる一切の事項を執行する権限を有するものとする。

(業務分担)

第8条 各共同企業体の業務分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する業務の分担については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施に関する事項、資金管理方法その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の契約の履行その他の研修の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、_____とし、同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、当該業務の完成後決算をするものとする。

(構成員の経費の分配)

第13条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通経費の分担)

第14条 当該業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて分配を受けるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第15条 構成員がその分担業務に関し、支援センター、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできないものとする。

(当該業務の設計施工途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが当該業務の設計施工途中において破産又は解散した場合においては、次によるものとする。

1 構成員のうち当該業務の実施途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該業務を完成するものとする。

2 破産又は解散した構成員の出資金の返還は決算の際行うものとする。ただし、決算

の結果欠損金を生じた場合には、破産又は解散した構成員の出資金から構成員が破産又は解散しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合には、破産又は解散した構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が破産又は解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき、かしがあったときは、各構成

員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

____、____及び____は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

また、この協定書の写しを作成し、実行委員会に提出するものとする。

平成____年____月____日

代表構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	(代表者印)
-------	-----------------------	--------

構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	(代表者印)
-----	-----------------------	--------

構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	(代表者印)
-----	-----------------------	--------